

保護費の収入認定の緩和に関する提案書

外務大臣 岸田文雄 殿

平成 29 年 6 月 2 日
特定非営利活動法人 なんみんフォーラム (FRJ)

提案の概要

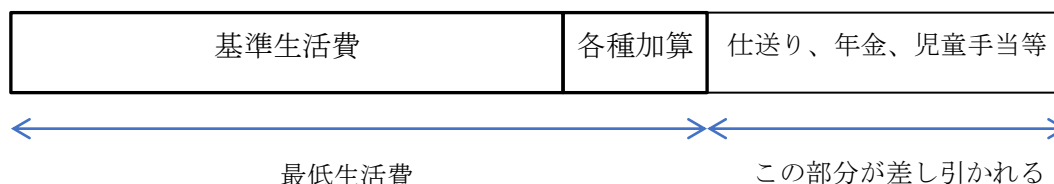
- ・ 難民認定申請者への保護費から差し引かれる収入認定の基準を、生活保護と同程度に緩和することはできないでしょうか。
- ・ 保護費支給にかかる収入認定を月額で算出することはできないでしょうか。

提案の背景

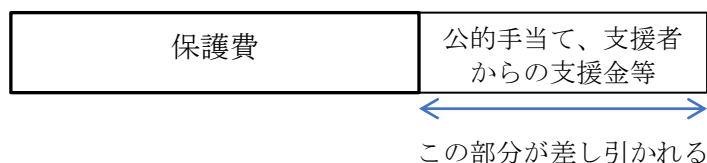
保護費の受給にあたり、公的な手当、交通費等の経費支弁、善意の支援等が全て収入として認定され、生活費等から差し引かれています。現在の運用では、実質的に保護費支給額(成人1名の場合1日1500円)以上で生活することが禁じられ、自立できない仕組みになっています。

一方、生活保護では、年金を含め、世帯に入った収入はすべて収入認定されることになっていますが、最低限度の生活を保障するために必要な最低生活費の算出に当っては、世帯の状況に応じて一時扶助費、加算、控除などの配慮があり、実質的に最低生活費が保障される仕組みになっています。また、年金や児童手当、勤労に伴う収入などが収入認定される場合も月額で認定されることになっています。

<生活保護>



<保護費>



提案の内容

下記の項目について、収入認定をしない、あるいは一時扶助費、加算、控除などを認めていただくよう提案します。特に公的な手当については、異国で親族等の頼れる人がいない難民申請者や児童がいる家庭等、脆弱な立場に置かれた者にとっては貴重な支援となることを考慮いただきたくお願いします。

1. 公的な手当

- ・ 出産育児一時金
- ・ 児童手当
- ・ その他福祉的給付金・貸付金

2. 支援を受けるため等に必要な交通費（切符ではなく、カード又は金銭によるもの）

- ・ 通院費
- ・ 支援団体または弁護士とのカウンセリング・相談のための交通費
- ・ 支援団体による支援やサービスを受けるための交通費
- ・ 入国管理局での諸手続き・インタビューのための交通費
- ・ 難民事業本部への交通費
- ・ 支援団体による啓発・学習を目的としたイベントでの交通費

3. 物品

- ・ 支援団体、家族、弁護士等との連絡のためのテレホンカード
- ・ 誕生日、正月のお年玉、出産、就職、結婚、葬祭に際しての贈与されるクオカード、商品券

4. その他

- ・ 敷金返還金

仮に収入認定する場合でも、数か月分をまとめて支給される手当や交通費等については、一律に月額で算出して収入認定されることを提案します。

以上